

被支援者としてのラベリングを回避する実践

石島健太郎（帝京大学文学部社会学科）

1 問題関心

生活する中で困難を抱えている人に支援を行き届かせるためにはどうすればよいか。まず、ニーズの掘り起こし、すなわち支援者が援助を求めている人を発見できなくてはならない。また、援助を必要とする人にとっては、どこに助けを求めればよいかは明確である必要がある。こうした発想は、「援助が必要な人は、当然援助を受けたいはずである」という前提に基づいている。

しかし、支援という営みがおのずからもってしまう非対称性を踏まえれば、こうした前提が通用しない場面があることに留意する必要がある。すなわち、支援されることは「要支援者」のラベルを貼られることを意味するのであり、これはしばしば負の烙印＝スティグマとして理解される。当人がそうしたラベルを付与され、そのような者として扱われることを望まない場合、理性的な判断としてあえて援助を求めないことがありうる。

もちろん、これを本人の自己決定として尊重し、求める人のみに与えることに注力するという立場もあるだろう。しかし、そうした「要支援者」であることを厭う価値観は、固執に値するものだろうか。困ったときに気兼ねなく助けてもらうことができ、生活をより快適にできるのであればその方がよいと考えるなら、そうした価値観を緩和し、あるいは受け流して、必要な支援を行き渡らせる方法も検討されてよいはずだ。

そこで本稿では、NPO などの中間集団による支援において、要支援者としてのラベリングゆえに支援が忌避されてしまう事態が、臨床的な実践においてどのように回避あるいは軽減されているのかを検討することを目的とする。本稿は以下のように構成される。次節では、社会福祉における自身に対する否定的な価値付けを論じた既存の研究を約説し、とくに支援の手前でそうした感情ゆえに援助希求が差し控えられる事態を検討する必要があることを示す。次いで3節では、川崎市での調査から得られたいくつかの事例を紹介し、負のラベリングの効果を軽減しようとする実践を分析する。最後に、それまでの議論が川崎市行政に示唆をもつ点を述べる。

2 既存研究の布置と本稿の課題

スティグマを主題とする社会学的研究は、E. ゴフマンを嚆矢として蓄積されてきた。ゴフマンは、スティグマを付与される人々を、身体障害者、アルコール中毒などの精神的な欠点のある者、民族や宗教などについて一定の集団的属性をもつ者に分類している（Goffman 1963=2001: 18）。ゴフマン自身も、貧困、とりわけそこから再起する意欲のない人々について、期待される役割から外れる集団的逸脱者の一類型として扱っているが（Goffman 1963=2001: 241）、こうしたゴフマンの議論に示唆を得て、社会福祉の対象とな

る人々を低く価値づけるという現象への注目は、20世紀後半から展開されてきている。

たとえば、B. ウィリアムソン (Williamson 1974) は、アメリカの複数の福祉制度について、それを利用することがどのような負い目を感じさせるのかを個別に調査し、特定のカテゴリを対象としない総合的な福祉制度がスティグマの軽減に有効であると述べる。また、P. ホランと P. リー・オースティン (Horan and Lee Austin 1974) は、AFDC²⁾を実際に利用する人々を調査し、教育期間や、実際に支援を受けている時間が長いことが、自身に対する否定的な価値づけを強化することを示している。

これらの研究は、現に福祉制度を利用している人々の／への意識を対象とするものである。一方で、前節にも述べたように、人々は福祉制度を利用する手前で躊躇するということがありえる。福祉の対象となることが自身の価値を毀損すると考えるならば、自分はそうなりたくはないと思うことがあるからだ²⁾。これは杞憂ではなく、他国に比べても低水準な日本の生活保護の捕捉率は、生活保護受給者に対する否定的なイメージによる申請の抑止に原因の一端があるという指摘もある (稲葉 2013: 67-84)。

こうした現象を説明するためには、社会のなかでいかにスティグマが生成され、それが受給の判断に影響するのかを捉える必要がある。この点の定式化は、経済学の領域で進展してきた。

B. ワイスブロット (Weisbrod 1970) は、スティグマをコストとして経済学的に翻案した。福祉制度の利用は、経済的な利得を発生させつつも、利用者が得る利得はそこからスティグマの分を差し引きしたものとなるのである。R. モフィット (Moffitt 1983) は、こうした視座を継承したモデルを構築し、経験的なデータの分析を通じて、その利用の開始時点で発生するスティグマが、福祉制度へのアクセスを控えさせることを示した。またベズリーとコート (Besley and Coate 1992) は、働けるのに生活保護を受給する者へのスティグマが、本当に働けない者にも課せられるモデル (統計的差別モデル) と、納税者が妥当と考える水準よりも多い受給がスティグマを発生させるモデル (納税者の恨みモデル) を示し、どちらのモデルでもワークフェアの導入がスティグマを軽減させることを示している。

こうした研究に続くかたちで、福祉制度利用にともなうスティグマの研究は、理論的なモデルの洗練 (栗田 2017; Takahashi 2017) や、経験的実証 (Riphahn 2001; Stuber and Schlesinger 2006) などが展開されてきている。

こうしたスティグマに注目する研究は、しかしながら、国家のもとで運営される公的な福祉制度の利用を想定している。人々の生活上の困難を支える仕組みは、そうしたトップダウンのものに限らず、市井の中で生まれ、利用されるものもある。そうした NPO をはじめとした中間集団による支援は、上記の議論のみでは把握しきれないのではないだろうか。たとえば、ベズリーら (Besley and Coate 1992) による議論の適用を試みたとしても、顔の見える範囲での支援をおこなう地域の集団では、統計的差別モデルが設定する誰が真に支援を必要としているかは外的にはわからないという前提は通用しないだろうし、自治体から補助を受けることはあるにせよ、直接的には税金で運営されていない集団の利用については、「納税者の恨みモデル」も適用できないだろう。

こうした中間集団による支援について、その利用にともなう被支援者が自分自身に向けて付与する否定的な価値づけに注目した研究は乏しい。本稿は、川崎市で活動する団体への聞き取り調査から得られたデータをもとに、そうしたスティグマがそもそも存在する

のか、存在するとして、その解消するために団体はどのような取り組みを行いうるのか、そしてそれを行政はいかに支援しうるのかを検討していく。上に見たようなフォーマルな分析には程遠く、本稿はあくまで素描的なものにとどまらざるをえないけれども、これは支援を必要とするはずの人々がそれを望まないという逆説的な状況を、地域に根ざした水準で解決する方法を考えるための初手となることを願う。

3 川崎市における支援の事例から

本節では、川崎市において支援活動を行っている人々への聞き取り調査から得られたデータをもとに、中間集団からの支援にともなって被支援者が抱いてしまう自己否定的感情と、その回避を狙う戦略をみていく。

まず、民間における支援が、ときとして忌避されることを確認しよう。川崎市北部のある区では、民生委員が自身の担当エリアの高齢者に対し、定期的な訪問を行っている。訪問頻度は3段階に分かれ、一人暮らしであるなど、とくに気配りが必要と思われる場合には、月に1回程度の訪問が行われる。しかし、こうした配慮の対象となることを厭う人々もいる。自身が支援を必要とする高齢者として扱われることへの抵抗感があるからだ。

高齢者夫婦で二人ともまだ70代、80代に届いていなかったんですね。〔夫の方は〕厚生省のお偉い方だったらしくて、民生委員のお世話になるっていうのにすごく抵抗を感じられたんだと思います。本当に調査拒否をされてました。（インタビュー 2017/03/02）

とはいえ、支援が必要になったときに考え直してくれるのであれば問題はない。実際この事例でも、のちに見守りの対象となることへの抵抗感は消えている。

でも83才くらいになりましたら、一昨年くらいから、自分の方から見守り調査について来るんですかって電話を掛けてこられて、拒否していたわりには民生委員の番号をちゃんと覚えていたんだなって。自分が困るようになってやっぱり連絡してこられたので、今のところ民生委員の手が届かないことはないですね。結構みなさん頼ってくださいって、頼られたら包括支援センターだとか行政だとか、相談された内容にしたがって繋いでいきますのでね。（インタビュー 2017/03/02）

この事例からは、たとえ否定的ラベリングを付与されることを厭うがために支援が拒否されるとしても、まず支援の窓口を閉じないことが重要であることが示唆される。この民生委員の担当地区では、連絡先が書かれたフライヤーを回覧板に挟んだり掲示板に貼っておくことによって、これまで支援を拒否していたとしても、いざ必要になったときは支援を申し出ることができるようにしていた。こうした取り組みが、支援を行き届かせることに役立っているのである。

次に、こうした否定的な価値付けが自分自身に向くことを軽減するために積極的な方策がとられている事例をみよう。上記の事例では、民生委員の継続的な活動が奏功している

ものの、支援につながったのは被支援者の翻意があってこそであった。これに対し、支援者の側がそもそもそうした感情をもたないようにするための工夫をする事例も見られた。

たとえば、認知症支援をおこなう NPO では、男性介護者同士が話し合う機会を作っている。認知症支援において、被支援者は第一義的には認知症の当人である。しかし、介護する家族もまた、それぞれに困難を抱えていることが知られている（井口 2007）。とりわけ男は外で働くべきという性別規範の存在もあいまって、介護における困難を表出しづらいと思われる男性の介護者にとって、同じ経験を持つもの同士が集まる場合は、そうした困難を互いに話し合える場所となる。

男性の方のご相談って、昔は介護って女性問題だったんですけど、やっぱり最近では長生きなので、男性が介護する方もとっても増えているんですね。それで男性介護者の方って、とてもプライドが高くて、つらいよってという言葉は出せないんです、男の方。女性は、こんなことがあって、もう母がうまく動いてくれなくていらいらしちやったっていうのは結構話せるんですけど、男の方は、そういうことはなかなか口に出さない。だから男性の方ばかり集まって、男性介護者が集まれば、ちょっとリラックスして自分のこういうことで悩んでるんだとか、こういうときにはいらいらしちやうんだけどってことも出せるんじゃないかってことで、男性介護者の集いもやっています。（インタビュー 2016/12/09）

こうした実践はピア・サポートと呼ばれる。ピア・サポートにおいては、聞き手と語り手が互換的な立場に置かれ、専門家のみでは提供できない社会的なサポートが得られることが知られている（伊藤 2013）。本稿の関心にとって重要なのは、こうしたピア・サポートの場が、支援の希求につながるということだ。

「そう [いう状況] なんだ」って [自身の状況を話す]。そうすると、「こういうふうにしたら？」って、お互いにそこでアドバイスをしたり、「僕もあのときそういう感じだったけど、ここでこういうサービス使ったら楽になったよ」とか、そういうような話は女性がいるとしないんですけど、男性だけだと出るんです。

互いの経験を共有するという立ち位置での参加は、その参加者を支援を受ける側としてラベリングしない。互酬性に巻き込まれ、支援者としてあることは、被支援者でもあることを容易にするのである。

こうした互酬性への包摂という取り組みは、別の事例でも確認できる。川崎市北部のある地区では、町内会の情報誌を2種類作っている。すなわち、個人の電話番号が掲載されているものと、そうではないものだ。そして、前者は自身の電話番号を掲載することを許可しなければ入手することができない仕組みになっているのである（インタビュー 2017/02/22）。

これは、自分の番号は載せずに、他人に頼るばかりで自身から地域への貢献を行わないフリーライダーを防ぐ仕組みであると同時に、地域に頼ることへのハードルを下げるだろう。なぜなら、電話番号を提供することによってその人は潜在的な支援者の立場となるの

であり、それは認知症男性介護者の場合と同様、被支援者としてラベリングを無徴化するからだ。

以上のように、川崎市で活動する中間集団の取り組みにおいては、人々がおのずと支援の希求を差し控えてしまうような場面に対して、それでも支援が可能となるような機会や仕組みが存在しているのである。

4 川崎市への提案

前節でみた中間集団による支援をより効果的にしていくために、行政にはどのような取り組みが求められるだろうか。本節ではその点に簡単に触れて結びに代えよう。

本稿の議論から行政に提案しうることは、支援を行き届かせるにあたって、中間集団を経由する方法の活用を念頭に置くことであるといえる。川崎市においては地域みまもり支援センターやリハビリテーションセンターなど、行政が運営する機関においても援助希求者への支援は行われている。しかし、行政による公的な支援体制は、ときとしてその利用者を弱者としてラベリングしてしまうのは、2節での議論でも確認したとおりである。

ここにおいて、中間集団は有力な媒介となりうる。たとえば、ピア・サポートにおいて、同じ経験を持つ先達からのアドバイスとして行政サービスの利用を促されたのであれば、その利用にともなう心理的な抵抗は小さくなるだろう。遠回りに思えるかもしれないけれども、中間集団を経由することによって、結果として行政が直接働きかける介入が行われやすくなることもあるのだ。よって、行政は自身の取り組みを積極的に広報することと同時に、相対的にアクセスのしやすい中間集団の情報を同時に提供することが求められるだろう。それは、めぐりめぐって行政サービスの利用を促進し、住民の福祉の向上という目的にも叶う取り組みとなるだろう。

[注]

- 1) AFDC (Aid to Families with Dependent Children) は、主に母子家庭を支援するアメリカの制度。現在は TANF (Temporary Assistance for Needy Families) に替わられるかたちで廃止されている。
- 2) 老いにともなう依存への忌避感については、上野 (2005: 16-43)。

[文献]

- Besley, Timothy and Stephen Coate, 1992, "Understanding welfare stigma: Taxpayer resentment and statistical discrimination," *Journal of Public Economics*, 48(2): 165-83.
- Goffman, Erving, 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Simon & Schuster (=2001, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房.)
- 平山亮, 2017, 『介護する息子たち——男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房.
- Horan, Patrick M. and Patricia Lee Austin, 1974, "The Social Bases of Welfare Stigma," *Social Problems*, 21(5): 648-57.
- 井口高志, 2007, 『認知症家族介護を生きる——新しい認知症ケア時代の臨床社会学』東信

堂.

稲葉剛, 2013, 『生活保護から考える』岩波書店.

伊藤智樹編著, 2013, 『ピア・サポートの社会学——ALS, 認知症介護, 依存症, 自死遺児, 犯罪被害者の物語を聴く』晃洋書房.

栗田健一, 2017, 「納税者の怒りと公的扶助の最適水準」『経済論究』159: 1-7.

Moffitt, Robert, 1983, “An Economic Model of Welfare Stigma,” *The American Economic Review*, 73(5), 1023-35.

Riphahn, Regina T., 2001, “Rational Poverty or Poor Rationality?: The Take-up of Social Assistance Benefits,” *Review of Income and Wealth*, 47(3): 379-98.

Stuber, Jennifer, and Mark Schlesinger. “Sources of Stigma for Means-Tested Government Programs,” *Social Science & Medicine*, 63(4): 933-45.

Takahashi, Masato, 2017, “Spatial Probit Analysis on Welfare Stigma: Evidence from Japan,” *Panel Data Research Center at Keio University Discussion Paper Series*.

上野千鶴子, 2005, 『老いる準備——介護すること されること』学陽書房.

Weisbrod, Burton A., 1970, “On the Stigma Effect and the Demand for Welfare Programs: A Theoretical Note,” *IRP Discussion Papers*.

Williamson, John B. 1974, “The Stigma of Public Dependency: A Comparison of Alternative Forms of Public Aid to the Poor,” *Social Problems*, 22(2): 213-28.